HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	擬似公共性からコミュニケーション的行為へ ： 町内会の一事例にみる可能性
Author(s)	髙橋, 道子
Citation	国際広報メディア・観光学ジャーナル, 10, 23-43
Issue Date	2010-03-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/42979
Type	departmental bulletin paper
File Information	JIMCTS10_002.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

Jimcts

擬似公共性から コミュニケーション的行為へ
―町内会の一事例にみる可能性―

髙橋道子

From Pseudo-Public-Sphere to Communicative Action:
The Possibilities in a Case Study of the Chounaikai

TAKAHASHI Michiko

abstract

This paper aims to discuss a case study of the formation of a public sphere. Residents were informed of the plan for the urban park at a residential meeting. It was hoped that the project would be accepted without need for democratic decision-making. However, there has been controversy as to whether the park should be constructed or not. As a stakeholder, the Chounaikai, "neighborhood association" has played a key role in the resolution of the issue. The paper outlines what constitutes the public sphere and the communicative action theorized by Habermas. And it seeks to discuss the distinction between the public spheres and the pseudo ones, with reference to the concept of Liberalism as related to Habermas' moral consciousness. It examines how settlement of the conflict was achieved, based on the aspects of the public sphere. The case study attempts to show, both how the public communication took shape, and how it overcame some of its difficulties in pursuit of a democratic process of consensus. The findings from the case study can interpret the latent possibilities of the public sphere in relation to communicative action.

0 はじめに

日常会話における伝達の不確実性、すなわち、話し手と聞き手の解釈の揺れは、避けることができない現実であるが、そうしたコミュニケーションにおける揺れが、恋人同士などの私的な会話においてなされた場合、かえって想像力をかきたてたり、詩的な情感を醸し出すこともある。

しかしながら、言説の空間において、公共的意見を相互行為としてのコミュニケーションで収斂させようとするなら、上記のような揺れを楽しむ訳には行かない。それどころか、事実誤認の発言は、真実ではない、あるいは事実を歪曲しているという理由で批判される対象になりうるのだ。

そうした一例が次の文言である。「反対の意見のみで賛成の声は一つもあがりませんでした。」これは、平成15年12月2日付けで「スウェーデンヒルズの自然を考える会」が当別町議会に提出した陳情書の一部である。この文言は、先に行われた公園整備計画の住民説明会を指しているのであるが、後日、陳情書に書かれたこの一文が、事実誤認であるという理由から物議を醸すこととなった。なぜなら、この陳情書を作成した彼／彼女が、当時の説明会場に賛成派が少なからずいたことを知らなかったわけではなかったはずであるにも関らず、そうした声なき他者の存在を無視してしまったからである。

J・ハーバーマスは、日常言語を媒体としてわれわれの関係する世界の何かについて相互に了解し合いたいという前提がある場合、そのようなコミュニケーション様式をコミュニケーション的行為と呼んでいる[1]。

本稿は、上記の陳情書の舞台となったある地域の出来事を通して、公共性がコミュニケーションの流れの中でどのように変容していったのかをハーバーマスの理論と公共性の根幹を成すリベラリズムを援用して論考するものである。

先ず、ハーバーマスの公共圏[2]、コミュニケーション行為理論[3]を中心に概観する。次に公共性を正義の問題から論じている井上達夫と正義の問題を主体に還元する北田暁大の論を整理する。続いて、ある事例を研究することによって、公共性がどのような局面において実際に変容して行ったのかを明らかにする。最後に理論と現実の整合性と齟齬について考察する。

1 公共性を考える

21世紀の複雑化、多様化する市民的公共性を議論する際、ハーバーマ

►1 ハーバーマス, J（2000）『道徳意識とコミュニケーション行為』三島憲一、中野敏男他訳、岩波書店、97頁。

►2 ハーバーマス, J（1994）『公共性の構造転換』第2版、細谷貞雄他訳、未来社。

►3 ハーバーマス, J（1986a、b、c）『コミュニケイション的行為の理論』（上）（中）（下）河上倫逸他訳、未来社。

スの規範理論は導きの糸として有効な視座を与えくれる。ハーバーマスの理論を根幹に据え、公共性を考える上で、本稿では以下の2つの鍵概念を援用する。

1. コミュニケーション的行為と公共性
2. 正義からみる公共性

これらの概念を援用する論拠を、ハーバーマスの理論的枠組みから説明する。

ハーバーマスが定式化した公共圏（公共性）は自律性、公開性、平等性という3つの与件で成立する言説の空間である。理念的にはこうした与件が成立する公共圏では、参加者は、平等な立場で、自由に意見を表明する討議の過程を経ることによって、意見の対立、立場の違いを乗り越えて、合意を形成することが可能だ。しかし、現実の社会では、実際の討議における平等性すなわち公平性が実質的には担保されていない場合も多い[4]。なぜなら、そうした討議においても、われわれの言動や行動を規制する経済的、社会的環境、個人の生活史などと内的連関を持つ生活世界と無関係に自律的なわけではないからだ。

そして、ハーバーマスは生活世界を再生産する媒体としての日常言語について、語用論に依拠してコミュニケーション的行為論を展開している。それは同時に、「システムによる生活世界の植民地化」に抗うためであり、公共圏においては、日常言語を媒体として世論のような公共的意見が形成されるような有機的なコミュニケーションの流れを損なわないためでもある。

しかし、彼の主張するような形式的語用論に準拠するコミュニケーション的行為が首尾よく遂行されたとしても、道徳規範の問題が残されたままである。ハーバーマスにとって、道徳規範の問題はカント的モデルでは解消しえないものである。なぜなら、価値や利害が衝突した際、そうした対立を調整するためには、公正さ（正義）に通底する道徳的根拠づけが必要であり、そうした根拠付けは間主観的に遂行されなければならないと考えるからだ。

ハーバーマスの理論の根幹には、道徳的根拠付けから正義が要請されると同時に、コミュニケーション的行為を遂行する理性的行為者としてのリベラルな主体が前提となっている。そこで、公共性を正義における主体的行為者の理由付けの問題として論じる井上[5]と、正義の問題を行為者自身の問題に還元し、主体的行為者のあり方を理論展開する北田の論[6]を取り上げる。

1.1　コミュニケーション的行為と公共性

ハーバーマスは、公共圏を日常言語により再生産されるコミュニケーション的行為という理論的枠組みで担保しようとする。

生活世界が総じてそうであるように、公共圏もまた、自然言語の流通で

►4　フレイザー、N（1999）「公共圏の再考――既存の民主主義批判のために」『ハーバーマスと公共圏』クレイグ・キャルホーン編、130-134頁。

►5　井上達夫編（2006）『公共性の法哲学』ナカニシヤ出版。

►6　北田暁大（2003）『責任と正義』勁草書房。

十分可能となるコミュニケイション的行為によって再生産する。つまり、公共圏とは、コミュニケイション的日常実践のもつ一般的了解可能性に依拠している[7]。

さらに彼は、コミュニケーション的行為を類型化する際、M・ヴェーバーの行為論[8]を援用し、行為志向を成果志向型、了解志向型の2つの類型に分け、後者をコミュニケーション的行為と位置づけた（表1）[9]。

ハーバーマスの主張するコミュニケーション的行為とは、参加者の行為が自己中心的に成果を期待するのではなく、了解という行為を経て調整されることを意味している[10]。さらに、了解とは言語能力と行為能力をそなえた主体の間で一致される過程[11]であり、そうした言語を媒体としてなされる明示的な了解過程においては、行為者は相互に何かについて了解しあうための妥当請求をかかげる[12]。

■ 表1　行為類型図

行為志向 / 行為状況	成果志向型	了解志向型
非社会的	道具的行為	——
社会的	戦略的行為	コミュニケイション的行為

他方、戦略的行為は、「互いに相手を客観的世界の存在者として相互に観察しあう成果志向型態度を取る行為者」の行為状況として類型化している。

さらに彼は、戦略的行為の中には成果志向型の行為であるにも関らず、その戦略が無意識的に隠され、見せかけのコミュニケーション的行為を装う、歪められたコミュニケーション体系の存在を指摘する[13]。

こうした自己欺瞞的に歪められたコミュニケーション体系は、行為者の意図とは関りなく、解釈過程の合理性の問題として捉えることができる。その場合、歪められたコミュニケーション体系の行為は、コミュニケーション的行為に適うかどうか、合理的な解釈の審判を受けることになる。例えば、事実確認的な発話行為は、客観的世界の妥当要求である真理性の批判に曝されるのである。話し手が、そうした歪められた行為状況に陥るのは、顕在化した言説にだけ文字通り固執しているためである。ハーバーマスは、そうした状況を、サールを引いて説明する。

かれが唱えるのは、ある表現の文字通りの意味は、当事者が通常は分かりきった自明なものと考えている可変の非顕在的知識という背景に相対的である、というテーゼである[14]。

つまり、文字通りの意味であっても、可謬的であるということだ。なぜなら、それ自体が生活世界の地平に通じる非顕在的知識とは無関係ではありえないからだ。しかしながら、そうした行為がコミュニケーション的行為のフィルターにかけられるや否や、批判に曝されることになる。すなわち、意図せずして遂行した戦略的行為がコミュニケーション的行為の洗礼

►7　ハーバーマス，J（2003）『事実性と妥当性』下、河上倫逸、耳野健二訳、未来社、90頁。

►8　これはヴェーバーの非公認の解釈案に倣っているという。ハーバーマス，J（1986b：21頁）

►9　同上、第14図、21頁。

►10　同上、22頁。

►11　同上、23頁。

►12　行為者は言語によってなされる了解プロセスにおいて、相互に何かについて了解しあうために妥当請求をかかげるが、（存在する事態の総体としての）客観的世界における何かにかかわるときは真理性という妥当性請求を、（ある社会集団の正当に規制された間＝人格的関係の総体としての）共通の社会的世界における何かにかかわるときは正当性という妥当性請求をそして（本人が特権的に近づきうる体験の総体としての）主観的世界における何ものかにかかわるときは誠実性という妥当性請求を掲げる。ハーバーマス,J（2000：97-98頁）

►13　ハーバーマス，J（1986b：78頁）

►14　同上、82頁。

を受けることになるのである。なぜならば、コミュニケーション的行為の前提には間主観的に行われる許諾と批判が織り込み済みなのである。

> コミュニケイション的行為が成功するかどうかは、三つの世界の関連システムのなかの参加者が共同の状況を定義できる解釈過程いかんにかかっている。すべての合意は、批判可能な妥当性の要求を相互主観的に承認することに基づく。そのばあい、コミュニケイション的行為者は相互に批判し合うことができるというとが、前提とされているのである[15]。

さらに、ハーバーマスによれば、相互批判が可能になるためには、行為者自身が間主観的な関係性を結び、コミュニケーション的に行為し、さまざまな前提をもつ特殊なコミュニケーション（討議）に参加しうる場合においてのみであるという[16]。

そして、討議におけるコミュニケーション的行為者の必然的前提には、道徳的核心に与する「強制なき相互主体性」という理念がある[17]。ハーバーマスは、共同体論的な善よりも義務論的理解に基づく正義の優位性を擁護する立場を表明しているように、強制なき相互主体性を道徳的な判断能力がある主体の自由意志に関る問題として捉えている[18]。その際、彼は道徳原理をカントの定言命法[19]を出発点として展開する。

しかしながら、ハーバーマスがカントと袂を分つことになるのは、カントが自由意志をモノローグ的な叡智の王国に還元してしまったことである。というのは、ハーバーマスにとって、正義の問題を扱う道徳的論議においても、了解に志向したコミュニケーション的行為が間主観的に遂行されることが前提であるからだ。

> 道徳的論議において解決されるべき課題はモノローグ的に扱われるものではなく、共同の努力を必要とするものである所以が理解できるだろう。というのも、道徳的論議への参加者はそこで、損なわれた合意を再び形成するために、コミュニケーション的行為を反省的態度をもって継続するのだからである[20]。

以上のように、ハーバーマスは、カントの普遍主義的な定言命法では正義の問題を全て包摂することはできないという観点に立脚し、正義を討議における道徳の問題として規範化しようとしている。だが、カント的伝統に基づく正義の概念がハーバーマスの理論に伏流しているのは、次の言葉からも明らかだ。

> コミュニケーション的行為においては、話し手と聞き手はそのパースペクティブの交換可能性を織り込んでいる。話し手と聞き手の双方はコミュニケーションを行なうという立場で間人格的な関係を結んでいるのであるから、彼らは、自分たちの行為を妥当性請求に定位することのできる帰責能力のある主体として、互いに対称的に承認しあっていなければ

►15　ハーバーマス,J（1986a）178頁。

►16　同上、177頁。

►17　ハーバーマス，J（2005）『討議倫理』清水多吉、朝倉輝一訳、法政大学出版局、109-110頁。

►18　同上、127-128頁。

►19　「定言命法は、行為や格率の普遍化可能性あるいは顧慮されている（それ故行為規範に具体化されている）関心の普遍化可能性を要求する原理として理解される」ハーバーマス，J（2000：105頁）

►20　同上、110頁。

ならない[21]。

次に公共性を正義が要請するところの主体的行為者の理由付けの問題として概念化しようとする井上の論を見てみよう。

1.2 正義からみる公共性

1.2.1 理由基底的公共性

井上は「逞しきリベラリズム」を標榜する立場から公共性について論及する。彼によれば、公共性を論じる際、「何が公共性か」を「何の公共性か」という発問[22]で提起できるとした上で、公共性論を4つのモデル[23]で類型化できるという。例えば、公共性を行為主体の問題に還元する「主体的公共性論」の場合、誰が公共性の主体であるかが論点となる。現代社会では、市民が能動的な政治的公共性の担い手となることは不可欠である。だが、市民が公共性の主体であるという理由だけで、公共性を正当化することは出来ない。というのは、行為主体による公共性の可謬から生じる擬似公共性[24]の問題を潜在化させているからだ。

井上によれば、擬似公共性とは、「私個人の利益」ではなく、「我々みんなの利益」に献身するということで、「公民的徳性」を発揮しているという自己理解により、その「我々」の特殊性が、多くの他者の利害を排除していることに気づかないまま、自己の献身が公共性をもつと疑わない状況を指し示している[25]。

さらに、NPO、NGO、市民運動団体など市民的公共性の担い手であるいかなる主体であっても、公共的理由の正当性を免罪符にして他者からの批判に曝されることを拒み、批判に応答する責任を引き受けなければ必ずや堕落するとして、主体的公共性論の脆弱性を指摘する[26]。

彼は普遍主義的な原理に公共的理由の規制理念としての正義を要請する「理由基底的公共性論」を主張する。井上によれば、「等しきものは等しく」という古典的定式化に表現された正義理念の核心は、単なる類型化要請を超えた普遍主義的要請、すなわち、普遍化不可能な差別、自己と他者との個体的同一性に依拠した差別の排除の要請であるという[27]。

> この要請はフリー・ライダー排除、二重基準排除、特殊権益としての既得権の排除、集団的エゴイズムの排除など、強い規範的含意をもつが、そこに通底しているのは、自己と他者の置かれた状況のみならず自己と他者の視点を反転させたとしてもなお受容しうべき理由により、自己の他者に対する要求が正当化可能か否かを我々に反実仮想的に吟味・テストさせる「反転可能性（reversibility）」の要請である[28]。

井上は、反転可能性テストに合格するような自己と他者双方の視点から理解可能で、受容できる「公共的理由（public reasons）」によって、正当化可能であることを正義は要請し、この公共的正当化要請を含意する点で、普遍主義的正義理念は公共性を内包しているという[29]。

►21 ハーバーマス，J（2005：109-110頁）

►22 井上によれば、現代の平等論を論じる際に「何が平等にされるべきなのか」という問いに答えないで「どこまでそれを平等にすべきなのか」に答えることはできないのであるから、平等性の主題問題を「何の平等性か」という形の発問で呈示されるという。これとの類比において、何が私的なものと区別される公共性であるかということ、「何が公共性か」を「何の公共性か」という発問で提起できるという。井上（2006：4頁）

►23 4つとは、1．領域的公共性論、2．主体的公共性論、3．手続き的公共性論、4．理由基底的公共性論で分類し、4の「理由基底的公共性論」が他の3つを発展的に解消することが可能であるとし、この公共性論モデルがリベラリズムの真髄であると擁護する。同上、5-18頁。

►24 「その集団の個々のメンバーにとっては、それは私益を超えた公共性をもつように見える。私はそれを擬似公共性と呼んでいる」井上達夫（2003）「法という企て」東京大学出版会、269頁。

►25 井上（2006：13頁）

►26 同上、15頁。

►27 井上達夫（2005）「正義と公共性」加藤信明編『共生と平和への道—報復の正義から赦しの正義へ』春秋社、28頁。

►28 井上（2006：22頁）

►29 井上（2005：29頁）

彼は、自己からみた公共性は他者の視点を反実仮想的に想定し、公共性の理由付けによって他者にも受容可能な公共性を正当化することができると主張している。他方、北田はリベラリズムを「リベラルな主体」という視座から論考する。

1.2.2　リベラルな主体からみる正義

ハーバーマスが言うように、公共性（公共圏）が了解に志向したコミュニケーション的行為を間主観的に遂行する言説のネットワーク空間であるとすれば、コミュニケーション的行為者としてのわれわれ個人はどのような主体として表象されうるのだろうか。ハーバーマスにとって、そうした主体はコミュニケーション的行為を遂行するための行為能力と言語能力を備えた理性的な存在であり、自律的で、自由意志を持った個人であることには間違いはない。

主体のあり方を探求する北田の論がある。北田は、「なぜ人を殺してはならないのか」「なぜ道徳的にあらねばならないのか」あるいは「なぜ他者を尊重しなければならないのか」という問いを発する他者への回答を論理立てて検証することで、現代社会の中に「リベラルな主体」の存在を見出そうとする。

> 《リベラル》な主体とは、何らかの形で特定化される行為者の権利を自分ばかりではなく他人にも等しく認め、その権利の保護のために自らの「力」の行使の制限を受け入れるような主体、いわば自他の対称性を承認する主体である[30]。

►30　北田（2003：163-164頁）

北田は、いかなる前提、すなわち、道徳的、形而上学的、理性主義的、自然主義的なものを括弧に入れることからはじめ、背理法的な論述を展開していく。真空状態におかれた主体がどのような過程を経てリベラルな主体としての位置価を獲得していくのか。北田は選択可能な他者を想定[31]して、そのひとつ、ひとつがいかに主体にとって不合理な存在であるかを説きながら、選択の幅をどんどん狭めていく。

北田は「なぜ他者を尊重しなければならないのか」という「問いの不伝達性」[32]を用いることで、主体を時間中立的な「非リベラルなエゴイスト」にまで追い詰める。最終段階に入ると、時間軸の導入によってエゴイストを排除しようとする。北田に拠れば、ロールズの「無知のヴェール」にも、未来の自分を気にかけるという時間軸の導入が前提となっているという。しかしながら、エゴイストは未来の自分は目の前の他者とは違うと言い張り、その自律性は損なわれないと主張するのだが、北田はそうした考えは、現在の自己にとって目の前の他者は自己でないという点と何ら変わりはないと論断する。

►31　北田が想定した他者とは、「制度の他者」「規範の他者」（フリーライダー）「非リベラルなエゴイスト」「リベラルな主体」である。

►32　「なぜ他者を尊重しなければならないのか」という問いが解答を得ようとすると、必然的に「なぜ我々は他者を尊重すべきか」、あるいは「一般に人が他者を尊重するのはわかるが。しかしなぜコノ私は尊重しなくてはならないのか」という2通りの問いに変容せざるを得ないのであるという。同上、138-146頁。

> かくして、現在を相対化する《エゴイスト》は、自他の絶対的差異を喧伝することを止め、自他の差異が相対的なものにすぎないこと、つまり、自

他は比較可能性・対称性を持つことを認めざるをえないように思われる[33]。

北田が、いかなる前提条件も一旦括弧に入れることから出発し、論証したのが自他の対称性を承認する「リベラルな主体」である。自他の対称性の承認とは、ハーバーマスの主張する話し手と聞き手、つまり自己と他者のパースペクティブが交換可能であるということに他ならない。

以上のように、公共性を主体に還元するリベラリズムという概念は、公共性を補完する論である。井上によれば、正義は理由付けの正当性の根拠として要請されること、またその試金石としての反転可能性テストという方法論があるという。他方、主体のあり方に焦点をあてる北田によって、自他の対称性を承認するリベラルな主体の相貌が明らかになる。換言すると、公共性には理由付けからも主体的行為者においても、正義という概念が通底しているのである。

次節では、日常言語によるコミュニケーション的行為が、ある事例において、実際どのような過程を経て「ある特定の主題のために集約された公共的意見」に収斂していったのか、をハーバーマス、井上、北田に依拠して検証する。さらに、現実の世界から理論を眺めることによって、ハーバーマス理論のさらなる可能性を試論する。

2 事例研究

2.1 問題の所在

公園などを整備する「まちづくり」事業において、地域住民との協働（パートナーシップ）は時代の潮流になっており、多くの自治体において、さまざまな取り組みがなされている。しかしながら、協働といっても、形式的なものから、市民が主体的行為者として参加している場合などのその内実は千差万別であり、市民参加の形骸化を指摘する研究者[34]もおり、協働の中身が問われるようになってきた。

この事例研究は、スウェーデンヒルズ（以下ヒルズと略す）[35]町内会に起きた住民にとってはまさに晴天の霹靂のように起きたある出来事をきっかけに、住民がどのように主体的な行為者となり、A・メルッチ[36]がいうような集合行為[37]に参加していったのか、そして、そのような集合行為に参加する過程において、どのように公共性を獲得していったのか、その変容の過程を検証するものである。一連の出来事を丹念に追うことによって、そこから見えてくる理論と実践における公共性の潜在的可能性についてひとつの解釈を試みるものである。本稿では、筆者の参与観察者としての視点も含め、地域住民に焦点を絞って論を進めるが、公園問題の経緯は次頁の表2にまとめたので参照されたい。

►33 同上、167-168頁。

►34 原科幸彦 編著（2005）『市民参加と合意形成』学芸出版社。

►35 当別町西部の小高い丘に開発されたスウェーデンヒルズは計画面積約300haの内150haが住宅地区で、その3分の2が森林を占めているため、北欧風の住宅と緑豊かな自然が調和した街並が特徴となっている。地元の出身者はごく少数で、道外出身者も多く、古くからの地縁による慣習的な結びつきはない。

►36 メルッチ、A（1997）『現在に生きる遊牧民—新しい公共空間の創出に向けて』山之内靖他訳、岩波書店。

►37 メルッチのいう集合行為とは、「新しい社会運動」に見られるような、行為者がその運動に参加する過程を通じて、意味の生産・決定・交渉・コミュニケーションを行い、さらにはその過程が集団的アイデンティティを形成すること指す。

■ 表2　公園ができるまで

平成	月日	当別町	地域住民	
4年		当別町第3次総合計画（町民アンケート）		町民が公園を要望
15年	6月	定例町議会		公園用地取得可決
	9月	定例町議会		一般質問の町長回答[38]
	11/12	3町内会長への事前説明会[39]		
	11/30	3町内会住民説明会		
	12/2	展望公園整備計画と散策路についての陳情書		スウェーデンヒルズの自然を考える会
	12/15	展望公園整備計画の推進実現についての要望書		11/30説明会参加者
	12/16-18	定例町議会		都市公園の区域設定可決
	12/24	展望公園整備計画に関する要望書		ヒルズ町内会
	12/25	行政推進員会議[40]		・企画部から説明と質疑[41]
16年	1/12		ヒルズ町内会	・住民集会
	1/19	展望公園整備計画に関する陳情書		ヒルズ町内会
	1/19	展望公園整備計画に住民の意見を反映を求める陳情書		当別の自然環境を考える市民連絡会議
	1/19	申し入れ書		11/30説明会出席者
	1/22	展望公園整備計画の推進に関する陳情書		当別町商工会
	1/22	展望公園整備計画の推進に関する陳情書		当別町観光協会
	1/25	ヒルズ地区住民説明会		
	3/21		ヒルズ町内会	・予定地見学会
	4/25		定時総会	・検討委員会設置[42]承認
	5月			・第1回住民意見調査
	7月			・第2回住民意見調査
	10/10			・住民集会
	11/8	ヒルズ町内会「意見書」提出		
17年	4月下旬	ヒルズ町内会長、副会長が担当部局を訪問		・進捗状況の確認
	6月	ヒルズ町内会長、副会長が担当課長と面談		・意見書の認識にズレ
	8月	行政推進会議		・獅子内会長に打診[43]
	8月下旬	3町内会長が町長と面談		・町長からの提案[44]
	9/10	西当別連絡協議会[45]		・町から正式に公園案の作成を要請→受諾 ・3町内会で草案を作成
	10/23		第1回3町内会議	・公園案作成開始
	11/27		ヒルズ町内会	・ヒルズ案作成開始[46]
	12/11		第2回3町内会議	・会議の進め方協議
18年	2月		ヒルズ町内会	・ヒルズ案CG画像作成
	2/28		第3回3町内会議	・公園設備の検討
	3/19		ヒルズ町内会	・住民説明会
	5/14		第4回3町内会議	・現地見学・設備検討
	5/28		ヒルズ町内会定時総会	・ヒルズ案承認
	10/30		第5回3町内会議	・公園案を決定
	11/20		西当別連絡協議会	・公園案の承認
	11/22	町に報告書を提出		
19年	6月	レクサンド記念公園オープン		

►38　町長は具体的な計画は未定、隣接3町内会（ヒルズ、高岡、獅子内）の方々と十分協議の上で計画を詰めていきたいと回答。

►39　公園に近接しているヒルズ、高岡、獅子内町内長が事前に公園整備計画について町から説明を受けたが、当時のヒルズ会長は役員に対して、特に報告事項・検討必要事項はなかった旨を報告。この時点では会長は計画案について問題がないという見解をもっていた。

►40　大半の自治体が、行政と地域住民を結ぶ連絡員（広報の配布や行政からの情報の伝達手段として）を制度化している。当別町の場合は行政推進員制度を設けている。行政推進員は町内会単位でひとつの行政区とし、町内会長が行政推進員を兼務していることが多い。

►41　質疑に対して、町側は、ヒルズの住民の不安をあおるようなものは建設しない、住民説明会での計画案はイメージ図であると回答。

►42　検討委員会は延べ9回、事務局会議は10回行われ、経過については、ヒルズ町内会が毎月発行している町内会広報誌で報告。

►43　行政推進会議に出席していた獅子内会長に公園についてヒルズではまとめきれなかったので、当時獅子内会長がとりまとめの長をしていた西当別連絡協議会（註45参照）でまとめてくれないか非公式に打診。

►44　別件もあり、町長室に呼ばれた3町内会長は席上で、町長は土地の取得後、ストップしている公園整備について、ヒルズでは意見をひとつにまとめられなかったので、3町内会を中心にして西当別連絡協議会で、公園について協議してもらいたいと旨を正式に伝える。

►45　西当別連絡協議会とは、当別の西部地区にある13の町内会から構成されており、公園計画の近隣町内会であるヒルズ、高岡、獅子内の3町内会も所属している。

►46　休止していた検討委員会の活動を再開、ヒルズ案作成まで6回の委員会で協議。

2.2 展望公園問題の発端―マジック・ミラー現象の終焉

当別町[47]は、平成15年9月にスウェーデンヒルズに隣接した小高い丘の頂上にあるVOR（航空無線標識所）跡地を公園用地として2,600万円で国から取得した。そこに、札幌と石狩平野が一望できる好立地を生かし、兼ねてから住民の要望があった展望公園を整備する計画を練っていた。公園用地を取得するとまもなく、町は民間の企業によるPFI方式[48]で実行する公園整備計画案を作成し、地域住民への説明会を経た後、企業の公募をし、次年度には公園の整備事業に着手する予定であった。

順調に行く予定の公園計画が白紙に戻ることとなった発端は、同年11月30日（日）、当別町主催の「（仮称）展望公園計画説明会」であった。ヒルズと近隣2町内会[49]の住民が対象に行われたこの説明会で、町側は、公園整備計画の青写真を住民側に提示し、翌年の1月下旬には、施設の建設、管理、運営をする地元企業を公募する予定であると説明した。

公園整備は取得した土地のみならず、ヒルズを開発したH社が所有している緑地帯を借り受ける予定で、総面積5.3haに及ぶものであった。公園計画を町側の説明会資料から再現すると、展望台、宿泊施設、レストラン、売店、ギャラリー、多目的ホールなどを備えた地上3階地下1階建ての観光施設を建設し、さらに借り受けた緑地帯の森林を開発して散策路にする構想であった。

説明会当日、この計画案を初めて知ったヒルズ住民は、計画案の内容が受け入れ難いものだったのと同時に、はじめから町主体の計画案ありきという旧来型の手法に強い疑念を抱いた。なぜなら、公園用地の取得後に開かれた同年9月の定例町議会の一般質問において公園計画のことを聞かれた町長は、「具体的な設計計画は未定で隣接の3町内会[50]の方々と十分協議の上計画を進めて行きたい」と答弁していたからだ。町長の答弁にある3町内会との協議は、旧来型の方法で住民説明会の前に進められていた。

しかしながら、それは、地域のことは町内会長に根回しすれば問題はないという「マジック・ミラー現象」[51]と呼ばれていたやり方であった。実際に、住民説明会の前に3町内会長が集められ、この計画案について説明を受けていた。しかし、町内会長の意見を町内会の代表意見であると考えるのは早計である。また、そのような説明を事前に受けていた町内会長にとっても、会長の個人的な意見を表明したに過ぎず、町内会の判断としての意見を求められたのではないと反論するであろう。

計画を推進するにあたって、民主主義的な意思決定過程を担保せずに、すなわち住民不在のまま形式的な住民説明会を経て公園計画を推進しようとしていた町側の姿勢に対して、住民側は強い不信感を露わにした。そして、町側の企図とは裏腹に、憤懣やる方ない住民から厳しい質問や反対意見が大勢を占める結果となった。

説明会終了後、当別町の公園計画にPFI方式で参画する地元企業の名前も取りざたされる中、ヒルズの住民は、計画案がこのまま町の独壇場で実行に移されることを危惧し、何らかの策を講じる必要に迫られていた。

►47 当別町は札幌市北区と隣接する人口約1万9千人の農業を基幹産業とする町であるが、札幌への通勤・通学圏でもある。

►48 PFIとはPrivate Finance Initiativeの略であり、一般に、民間の資金を活用して事業を行うこと。

►49 近隣の2町内会とは、高岡町内会と獅子内町内会であるが、住民層は、前者は古くから住んでいる農家が多く、後者は農業従事者とスウェーデンヒルズと同様に団地に越してきた町外出身者から構成されている。

►50 隣接の3町内会とはスウェーデンヒルズ、高岡、獅子内町内会のことである。

►51 「住民側からは世話役たちの町内活動の内側だけしかみえず、町内会という組織が丸ごと外部の影響により変質され利用され、したがって外部からの管理意図がその生活のなかに町内会の活動をとおして巧妙に浸透してくることに気がつかない。あたかもマジック・ミラーになっているのである」越智昇（1980）「町内会の組織分析」蓮見音彦・奥田道大編『地域社会論』有斐閣　349頁。

2.3　陳情書合戦―物議を醸す恣意的レトリック

まず、11月30日の住民説明会直後に、この問題に強い危機感を抱いた住民有志が町主導の公園計画に対して、正式に異議を唱えるべく、町と議会宛にそれぞれ要望書と陳情書を提出することを決めた。12月2日スウェーデンヒルズの自然を考える会は展望公園整備計画の中止を求めた「（仮称）展望公園整備計画と散策路に関する陳情書（要望書）[52]」を提出した。そして文書には後に物議を醸すこととなる次のような一文があった。

> 先日11月30日に獅子内会館において、獅子内、高岡、スウェーデンヒルズ三町内会に対し（仮称）展望公園整備計画について住民説明会がありましたが、反対の意見のみで賛成の声は一つもあがりませんでした[53]。

この中の「反対の意見のみで賛成の声は一つもあがりませんでした」という文言が、展望公園整備計画の賛成派と文書合戦の火蓋を切ることとなった。なぜなら、説明会の参加者のうち一人も展望公園整備に賛成していなかったのかという問いを立ててみれば、分かることである。「賛成の声は一つもあがりませんでした」という文言は、事実関係を表層的に捉えており、発言がなかったという理由から賛成者はいなかったという言外の意味（メタ・メッセージ）を含意している。

このメッセージをわれわれの生活世界の地平に照らして考えれば、この発話行為は恣意的なレトリックに過ぎないと言える。この点に関しては、後半でハーバーマスに依拠して論じることになるが、論点をここで先取りして整理しておくと、生活世界にその源泉を持つコミュニケーション的行為論に準拠すれば、2つの世界の妥当性請求から批判されうる。ひとつは、客観的世界における真理性請求を満たしていない。というのは、説明会当日、会場には「声なき声」の賛成者が存在していたことは周知の事実であったからだ。さらに、そのような事実を知っていたのに、敢えて挑発的なレトリックを使用したとすれば、主観的世界の誠実性請求からも批判される対象となる。

一旦、この挑発的な文言が日の目を見るや否や、敏感に反応したのは、説明会当日、出席していた「声なき声」の賛成者達だった。ヒルズ有志が提出した陳情書の記載内容に異議を申し立てるべく、12月15日、獅子内、高岡の町内会の推進派は「出席者全員がこの計画に反対である」のではないと署名付きで表明し、計画の実現を求める要望書を町へ提出した。その後ヒルズ町内会から陳情書と要望書が出されるなど、公園問題は陳情書合戦の様相を呈していく。

2.4　町内会内部そして外部との軋轢―公共的コミュニケーション

12月24日ヒルズ町内会は、町に「計画の一時凍結と住民との対話を求める」内容の要望書を提出した。その後、引き続き議会へ陳情書を提出する準備[54]を進めていたのだが、こうした町内会の動向は、必ずしも全ての

►52　同じ内容の文書を町に対しては要望書という形式で、議会に対しては陳情書という形式でそれぞれに提出している。

►53　傍点による強調は筆者による。

►54　27日付で住民に、この問題の経過報告と陳情書ならびに賛同署名用紙を全戸に配布した。

住民に歓迎されているわけではなかった。二項対立的な賛成、反対という表現が適切かどうかは別として、ヒルズ町内会には、この公園整備計画に対して賛成派も少なからず存在していた。住民説明会の直前に町側から説明を受けていた当時の町内会長は公園整備に賛成であった。さらに、党派絡みで積極的な推進派がいたことは周知の事実だったため、住民の間では、不協和音が生じ始めていた。町内会の元役員で、公園推進派のある人物から、まるで役員会の不祥事を暴くような筆致で書かれた公開質問状が全戸配布されたのは、年末の30日のことだった[55]。

公開質問状は、ヒルズ住民が一枚岩ではないということを露呈しただけでなく、ヒルズ町内会の正統性を突き崩そうとしていた。公開質問状は、会長が病気不在のため副会長が会長代行となった人事に関する疑義と、公園問題に関する町内会の方針を非難する趣旨のものだった。この公開質問状に書かれた内容の信憑性はさておき、11月30日の住民説明会から約1ヶ月の間、要望書の提出など、町側への対応を優先した結果、町内会内部の住民同士の対話が不足していたことは否めなかった。

そこで1月初旬には、反対派のみならず、賛成派も出席して住民集会が開催された。当初混迷することも予想された。だが、いざ蓋を開けてみると、両陣営の意見の対立で紛糾することも、町内会の方針が少なからずいた賛成派から批判されることも、かの質問状の人物から糾弾されることもなかった。

同じ頃、ヒルズ町内会や住民有志が町議会あてに相次いで出した陳情書[56]を横目で見ていた公園推進派は、静観しているわけにはいかなかったようだった[57]。なぜなら、それぞれの主張に温度差はあるものの、大別するとこの計画に待ったをかけようとする反対派の陳情書が合せて3つ出されたことになり、議場の外は反対派の声が一段と大きくなっていたからだ。そこで、公園整備を観光施設としての経済効果を期待する当別町内の公園推進派は、計画の推進を訴える陳情書[58]を相次いで議会に提出した。

以上のように事態の推移を見てくると、「反対する意見のみで賛成の声が一つもあがりませんでした」という文言が恣意的なレトリックではあるにしても、否、恣意的なレトリックであったため、11月30日に出席していた「声なき声」の賛成派は、好むと好まざるとに関らず、声を発しないわけにはいかない状況に追い込まれことは紛れもない事実である。

そうだとすれば、ハーバーマスがいうように、公共性における有機的なコミュニケーションの流れは、必ずしも了解に志向したコミュニケーション的行為から始まるとは限らず、戦略的行為から始まる場合もあるようだ。そしてむしろ、公共性への扉は、「声なき声」の言わば他律的な参加者の入場を待って初めて開かれ、「損なわれた合意を再び形成するために、コミュニケーション的行為を反省的態度をもって継続する」[59]準備が整ったと言えるのではないか。

2.5 舞台は町内会へ―アンケートに見る擬似公共性の陥穽

ヒルズ町内会は、兼ねてから住民との対話の機会をもつべく再度説明会

►55 この質問状に対する回答書を、1月4日付けで本人と町内会住民宛に全戸配布した。それを受けて9日付けで更なる質問状が届いた。その後、1月12日に町内会が主催した住民集会において、質問状を書いた本人も出席していたのだが、この件に関しての意見や質問は出なかった。また、先の質問状には賛同署名欄があり署名を募る形式になっていた。20数名の賛同署名が集まったと主張していたが、署名が正式に町内会に提出されることもなかった。

►56 1月19日、町内会の陳情書（署名付）が議会に提出され、同日、市民団体の連合による陳情書も提出された。

►57 11月30日の説明会に出席した他の二町内会長の連名で、議会宛に「申入書」が提出されたのも同じ1月19日だったのは偶然ではあるまい。その内容は、12月2日提出されていた「（仮称）展望公園整備計画と散策路に関する陳情書」の中で、兼ねてから事実誤認であると批判があった「反対の意見のみで賛成の声は一つもありませんでした」という文言や、その他の批判可能な箇所に言及し、事実と相違していると主張している。

►58 表2参照。

►59 ハーバーマス，J（2000：110頁）

を開くよう要望していたが、第2回住民説明会が開催されたのは、1月25日のことであった。町長はじめ役場の幹部が説明会にこぞってやってきた。90名近く集まった説明会は、町側は先の説明会で示した公園整備計画はあくまでもイメージであると終始した。行政と住民の間で双方の論点の相違が際立つか、あるいは両者が平行線を辿るばかりで、時間だけが過ぎて行った。3時間半が経過するころになると、出席者にも疲労の色が見え始めてきた。すると、町長は、満を持したようにひとつの提案をした。ヒルズ町内会から3つの異なる意見（陳情書）が出ているのはいかがなものか、ヒルズ町内会として意見をまとめるようにお願いしたい、という内容だった。これを受けて、公園計画は白紙状態であること、本年度（平成16年）中の着工は行わないこと、ヒルズの意見をまとめるにあたって期限は設けないことを確認した上で、町長の要請を受けることになった。

要請に応えるためには住民の合意形成が必要であり、道程は決して容易ではないことを誰もが自覚していた。なぜなら、前述したように賛成派もいることは勿論のこと、いわゆる反対派ひとつとってみても、その中にはPFI方式での参入が噂されていた地元企業への不買行動や町長のリコール運動もやぶさかではないと主張する強硬派もいたからだ。

そうしたことを勘案すると、町内会における意見の取りまとめまでの道筋は、民主的に開かれた形で、すなわち「声なき声」の他者にも十分に配慮して、公正さ（正義）を担保しながら段階を踏んで進めて行かなければならない状況であった。

そこで、町内会は意見書提出までの一連の流れを、民主的に開かれた形で公正に住民の意見表明、合意形成が行わるように計画[60]を練った。先ず、展望公園検討委員会[61]（以下検討委員会と略す）を設置した。検討委員会ではアンケートの作成、実施、取りまとめ、意見書の原案作成など、一連の実務作業を行った。検討委員会は決定機関としての位置づけではないため、検討委員会案は役員会に諮られ、承認を得る手順となっていた。

検討委員会では、アンケートを作成するにあたり、いかに不偏不党の中立性（正義）を担保するかという問題が念頭に置かれた。そうした前提で、アンケートの協議に入ったのだが、具体的にアンケートを作成する段階になって、委員の間では、アンケートの中立性を巡って意見の対立が顕在化してきた。

検討委員会の内部には、断固反対を表明して活動すべきであるという地域エゴイズムを貫徹しようとする強硬派、換言すれば「非リベラルなエゴイスト」を地でいく委員も存在した。そのような委員に対して、説得に努めたが、最後まで、聞き入れてはもらえない委員もいた。彼らのような地域の公共性問題に積極的に関るが、他者の対称性を認めない主体は非リベラルなエゴイストになる。彼らは、多くの住民が公園計画に反対であるという理由を挙げ、「我々みんなの利益」に献身するという自己理解による「擬似公共性」の罠に、そうとは知らずに嵌っているのである。

アンケートの公正さ（正義）の問題も顧慮する一方で、賛否を問うことにより、結果的には、反対するためにだけ終始するような一義的な趣旨の

►60　3月21日には公園予定地に高さ10メートルまで上がる高所作業車を手配して、建物が建った場合の現地からの景観や、住環境への影響を直接的に確かめる現場見学会と意見交換会、5月には第1回住民意見調査（記述式）を実施した。検討委員会設置の総会承認後、6月には第1回検討委員会が開かれ、委員会の運営方法と、7月中に第2回住民意見調査（アンケート）を実施することなど大まかな活動の予定を決めた。

►61　検討委員会の設置は5月の定時総会において議案として上程され承認後、一般公募の委員と役員で構成された。

アンケートでは、多くの反対派住民の意思を表明するという自己満足は得られるかもしれないが、画餅に帰す可能性が高かった。すでに、予定地は都市公園の区域設定が町議会で議決されていたという事実から判断すれば、整備の内容は別として、町側が議会の決定を覆してまで公園整備を断念するとは考えられなかった。

アンケートの中立性を保つこと、ヒルズ住民が反対しても公園整備計画が中止になる可能性は低い、という2つの点に留意しながら、通常のアンケート方式とは異なる形式を採用することになった。言わば両論併記のようなアンケートであり、前節で述べた公共性を正義概念から担保するため、他者を説得する理由付けを得るための試金石となる「反転可能性テスト」のような類のものであり、また主体的行為者の立場からすると、「リベラルな主体」であるための「自他の対称性の承認」を実践する作業でもあったと言える。アンケートは以下のようになった。

問1　あなたは公園の整備が必要だと考えますか。
問2　これからの質問は、以下の2つの異なるタイプの公園が整備される事を想定して作成してあります。
1. 建物を園内に配置した公園（以下「建物のある公園」という）
2. 建物を園内に配置しない公園（以下「建物のない公園」という）

上記の2つのそれぞれの公園について、設問を作成したが、建物に関する設問以外は共通であった。委員会内部においてもこのアンケートの思考実験的な想定で紛糾したのであるから、アンケートに答えた住民から、アンケートの内容を批判する意見が寄せられたのは、驚くことではなかった。中には、こうした町内会の意図を違った文脈で解釈し、町内会が公園整備に賛成であると誤解されることもあった。

アンケートの集計も終わり、結果報告書を作成する段になると、集計されたアンケート結果を前に、検討委員会ではどのような形で町へ意見書を提出するかという問題で意見が割れた。アンケートの結果を意見書にどのような形で反映させるのかという問題である。

1月25日の住民説明会の際、町長はヒルズの意見をひとつにまとめて提出するように町内会に要請していた。しかし、町内会では、具体的な公園案は提示しないこととし、アンケート結果報告と意見書を11月8日に町長へ提出した。というのは、町側がアンケート結果報告からヒルズ住民が求める公園案を作成することは可能であると判断したからだ。この時点で、町側は、公園問題は4月以降になること、意見書を尊重し、公園計画には住民参加による協働が不可欠であるという見解を示した。

翌年の4月のある日、公園問題の進捗状況を確認するために町内会長が担当部局の課長のところに立ち寄った。4月から担当になった新任の都市計画課長は引継ぎ書類を精査していないということだった。改めて6月に面談すると、課長は、ヒルズ町内会からひとつのまとまった公園案が出て来なかったという、町側の見解を述べた。開き直りとでも取れるようなこ

の発言には、ただ唖然とするばかりだった。確かにヒルズが提出した意見書は、具体的な公園案を図示したものではなかったが、11月8日に意見書を町長に手渡したとき、そのような趣旨の発言は一言もなかったばかりか、意見書を提出して半年も経ってから町が主張するような話でもなかった。まるで、ヒルズ住民の意見書を反故にするつもりとしか思えないような町の豹変ぶりだった。

2.6　連合町内会での合意形成―そしてコミュニケーション的行為

夏も終わりに近づいたある日のこと、町長の一言で、公園問題は新たな局面を迎えた。町長は、ヒルズ町内会では展望公園について意見をひとつにまとめることが出来なかったと判断し、西当別連絡協議会（以下連絡協議会と略す）の当時の会長（獅子内町内会長）に連絡協議会で展望公園整備の草案を作成するようにと提案したのであった。その直後、別件で町長室に呼ばれたヒルズ、高岡、獅子内の3町内会長に対して、町長は改めて3町内会が中心となり、連絡協議会が公園整備計画の草案を作成するよう要請した。これを受けて、9月10日連絡協議会が召集され、役場からは助役はじめ関係職員が出席した。会議の冒頭で、助役は、公園計画自体の必要性について出席者に意見を求めた。

取得した用地を公園にするという点に関しては、全員が諸手を挙げて賛成とは言わないまでも、反対する会長はいなかった。しかし、どのような公園にするかという話になると、意見の相違が見られた。中には、ヒルズ以外の町内会長が、ヒルズ住民の意見を取り入れるべきであるという趣旨の発言をする一幕もあった。

内容はさておき、町の要請を受けて展望公園計画案を連絡協議会で作成することを全会一致で決定した。続いて、草案作成について協議した結果、まず、近隣の3町内会が素案を作成すること、それを連絡協議会に諮り、連絡協議会案として町へ具申するという流れで進めることになった。このような顛末で、展望公園の計画案は3町内会に託されることとなったのである。それから間もなく、第1回（仮称）展望公園に関する打合せ（以下3町内会議と略す）が開かれた。（表3参照）

1回目の3町内会議は、暗雲が立ち込めていた。というのは、他の2町内会は、公園整備に賛成であったし、ヒルズ町内会が提出した要望書と陳情書に対して、例の「賛成の声は一つもあがりませんでした」という文言が、事実を誤認であるという趣旨の文書を提出していたからだ。そういう経緯があったので、敵対しているとまで言わないまでも、話し合いは過去の軋轢が尾を引き、感情的な行き違いが露呈し、ギクシャクする場面も一度ならずしてあり、決裂することも懸念された。しかし、対話を重ねるうちに、そうした過去のわだかまりも次第に氷解していった。実際に公園案を一緒に作り上げるというその過程に参加するということは、3町内会議の意味やアイデンティティを確認するという進行形の作業だった。3町内会に託されたという共有意識が芽生えるまで時間はかからなかった。

一方、ヒルズ町内会は、公園問題の進展に際して、町内会内部で再度民

意を諮りながら公園案を検討する作業が必要だった。そこで、休止していた検討委員会の活動を再開したが、その目的は、ヒルズ町内会の総意として3町内会の協議に参加できるような具体的な公園案を作成することだった。前回行ったアンケート調査には、公園を整備することになった場合という伏線を敷いておいたことが功を奏し、アンケート結果から住民が許容できる公園を具体化することは厄介な作業ではなかった。

まず、設備内容をアンケート結果から取捨選択する作業から始め、公園に必要と思われる設備の一覧が出揃った。次に問題となったのは、同じ設備内容であっても、どこに何をどんな風に配置するによっては公園の印象はかなり異なることが予想された。実際にイメージ図を描く必要があるのだ。幸運にも、当時、ヒルズ町内会にはCG画像作成を生業としている役員がいたので、静止画像ではなく、公園の中を人間の視点で動くCG画像の作成を依頼した。その後、このCG画像は3月の住民集会を経て5月の定時総会で正式に承認を受け、ヒルズ案となった。

同時に進行していた3町内会議では、具体的な公園整備の内容に話は進んでいた。公園設備については、地元企業のPFI方式による参画の話も立ち消えていた上に、町の台所事情が厳しいのは周知の事実であったため、必要最小限ということになった。そして、協議を重ねる中で全貌が見えてきた3町内会議の公園案は、ヒルズのアンケート結果から作成されていたCG画像とは大差ないものであった。そこで、5月に開催された第4回3町内会議の席上で、ヒルズ町内会が作成したCG画像について話が及んだ。CG画像を実際見てもらうと、当日、会議の前に現地見学をしていたこともあって、展望デッキ等の配置場所も適当であるということになり、ヒルズのCG画像をそのまま3町内会の草案として使うことになった。そして、草案（ヒルズ案）はその後開催された連絡協議会で全会一致で承認され、報告書として町に具申することになった。

それから間もなく、3町内会議の代表4名が報告書とパソコンを携えて町長室に出向いたのは11月22日のことであった。町長は報告書を受け取るだけで、CG画像を見ることはなかった。町長は、事前にヒルズ案が採用されたことは、分かっていた。というのは、3町内会議には毎回記録係という名目で役場の担当職員も会議に同席していたからだ。

取りつく島がない町長にたいして、ヒルズ町内会の代表2人は押し黙ったままだった。すると、他の2町内会の会長が、この案について雄弁に語り始めた。かつては地域エゴイズムのぶつかり合いで反目しあうこともあったはずの2人の町内会長が、町長室で能弁に語ったのだ。この問題が顕在化した11月30日の住民説明会からすでに3年の歳月が流れていた。紆余曲折を経たものの、まさにヒルズの私案であった公園案が、連絡協議会のわれわれの案となっていた瞬間であった。

以上が展望公園問題の顛末[62]である。この経過を見ると、いくつかの局面において主体的な行為者（発話者）が意図しない偶然が、公共性を要請する端緒として作用していたのは興味深い。次節では、この事例を前節で展開した理論を下敷きにして読み解いてみよう。

►62 その後、展望公園整備は協議会が提出した報告書に添う形で進められ、平成19年の夏至祭でお披露目となった。

3 事例研究にみる理論との整合性と齟齬

当初、ヒルズ町内会が掲げた私案は、一地域に限定される多元的公共性の様相を呈していた。この段階では公共性といっても一地域のエゴイズムに通じる擬似公共性であるとも言える。しかし、他の近隣2町内会との公園の草案作りという共同作業を進める過程において、一地域における公共性が、西当別地区全体の公共性へと変容していった。公共性に参加するという行為は、間主観的なコミュニケーション的行為と連関している。コミュニケーション的行為において、参加が意味することは、他者との意見の相違の認識から始まり、最終的には意見の対立を調整し、参加者が強制なき主体として自律的に意見や態度を決定することが可能な合意（了解）を目指すことである。ハーバーマスは以下のように述べている。

> 必要とされるのは、むしろ、関与者たちが共同して参加する「実際」の論議に他ならない。間主観的な了解プロセスのみが、反省的な性質を備えた諒解をもたらすことが出来る。そしてそのようにして初めて、当事者たちは何かについて共通に納得したのだと知ることが出来るのである[63]。

►63 ハーバーマス，J（2000：110頁）

ハーバーマスが理念化した公共圏は、民主的なコミュニケーションを遂行するための装置である。コミュニケーション的行為を遂行する参加者たちは、間主観的に道徳的理性を用いてコミュニケーションする「リベラルな主体」であることが求められる。展望公園問題において、公共圏が醸成される過程に注目すると、いくつかの局面があり、それらは、ハーバーマスのいう理論値を拡大解釈できる可能性がある。

3.1 コミュニケーション的行為における妥当性

コミュニケーション的行為とは、ハーバーマスに倣えば、前述したように、了解に志向した相互行為である。その際、発話行為は了解の媒体として機能する。後に論争の火種となった「反対の意見のみで賛成の声は一つもあがりませんでした」という文言は、「状態や出来事の叙述や予測」という客観的世界と「体験の表明の自己表出」という主観的世界の両方の世界に関っている。聞き手は、「実在する事態という客観的世界と一致していないがゆえに、事実の叙述という機能を果たしていない」[64]と真理性に対して拒絶することが可能だ。あるいは、話し手の発言を、主観的世界の誠実性を満たさないと異議を申し立てることも出来る。

►64 ハーバーマス，J（1986b：49頁）

住民説明会には、反対意見を声高に表明する参加者と、ノーの意見に圧倒されてイエスとは言えない声なき声の参加者がいた。この状況を日本社会に照らし合わせれば、発言がなかったからと言って、賛成者がいないと結論付けることは出来ない。つまり話し手の客観的世界の真理性に対して

異議を唱えることが可能である。また、説明会には賛成派もいたことは周知の事実であったことを理由に挙げて、話し手は自己欺瞞的であり、主観的世界の誠実性を満たしてはいないと批判することも出来る。説明会においてはその両方に当てはまる。話し手は、この文言のメタ・メッセージを無視している。言外の意味は、コミュニケーション的行為と内的に連関している生活世界の脈絡から解釈可能である。したがって、歪められたコミュニケーション体系である戦略的行為であると言われても反駁できないだろう。しかし、この文言、「反対の意見のみで賛成の声は一つもあがりませんでした」の真偽を巡って論争が起きた時点で、このメッセージは了解を志向するコミュニケーション的行為の位相で議論される命題へと変容したことになる。このメッセージが持つ真偽（真理性）に対して、事実とは異なるという理由で「声なき声」の他者たちが声を上げる機会を得たのだ。それは同時に、戦略的行為が間主観的なコミュニケーション的行為へと軌道修正される契機となった。

さらに、聞き手が「客観的に語られた事実が偽である」と主張するためには、聞き手は否応なしに、了解に志向したコミュニケーション的行為者に身を置き、発語内的義務を負うことになる。聞き手は、言語能力と行為能力をそなえ、理性的にコミュニケーション的行為を遂行することを引き受けざるを得ない。この文言に見られる恣意的なレトリックが戦略的行為であったとしても、「声なき声」の「ひ弱な／他律的リベラリスト」をコミュニケーション的行為の連関の中に身を置かせることに成功している。

行為者が意図して行った戦略的行為だったかどうかは別として、非合理的な戦略的行為からコミュニケーション的行為へと行為様式は変容したのであった。そうだとしたら、戦略的行為の一部には、コミュニケーション的行為へと結節する可能性が潜在化しているのではないか。この点をハーバーマスに依拠しながら、拡大解釈することが可能だ。彼は、これら2つの行為様式の選択について次のように述べている。

> コミュニケーション的行為と戦略的行為とのいずれかを選択する可能性というのは、個々の行為者の偶然的なパースペクティブからのみ開かれるのであって、抽象的なものに他ならないということである。つまり、当の行為者がそのつど所属している生活世界のパースペクティブからすると、行為のこの二つの様式が行為者の自由な処置に任されているわけではないのである[65]。

►65　ハーバーマス，J（2000：161頁）

さらに、ハーバーマスに拠れば、「彼が社会文化的な生活形式を共有し、コミュニケーション行為の連関の中で成長してきており、またそうした連関のなかで自らの生を再生産しているのである」[66]ことを否定することはできないという。つまり、自らの生の再生産に関るコミュニケーション的行為からの逸脱（戦略的行為）を持続させることはできないのであるという[67]。この事例からも明らかなように、行為様式は行為者が恣意的に選択することができないことが、却って、戦略的行為からコミュニケーション

►66　同上、158-159頁。

►67　同上、162頁。

的行為への変容を可能にしているのではないだろうか。また、公共性の舞台に「ひ弱な／他律的リベラリスト」を強制なき主体として登場させることに成功したという事実は注目に値する。なぜなら「ひ弱な／他律的リベラリスト」が公共性の論議に参画することは、民主主義に潜在的に内在する多数による専制という危険を回避する上でも重要であるからだ[68]。

►68　井上達夫（2001）『現代の貧困』岩波書店、111-112頁。

3.2　擬似公共性の陥穽―非リベラルなエゴイスト

両論併記による思考実験型アンケートは、前述したようにアンケート作成時から委員の間でも異論があった事実を踏まえれば、アンケートに回答した住民が、こちらの意図を誤解して受け取ることは予想されていた。アンケートの記述欄には、このアンケート方式への不満が見受けられた。このような設問があること自体が、「賛成の理由ばかり並ぶのはなぜか、建設への同意が伏線になっている」「反対派には全く意味のないアンケートである」「公園には反対であるから質問には答えない」など、思考実験としての反転可能性テストには根強い反発があった。井上によれば、反転可能性テストは、単に立場を逆転させるだけでなく、自分の思考を一端括弧に入れて、他者の立場に身を転じるテストであるが、そうした思考実験には参加を拒む住民もいたことは明らかだった。

このアンケートに垣間見られる「擬似公共性」の罠に嵌った非リベラルなエゴイストは、公園問題の是非で考えると、委員の場合の時と同様に、皆、反対派の住民である。二項対立的な図式で捉えると、同じ仲間であるということだ。しかしながら、その仲間内で、方法論における意見の相違が際立ったのも事実である。そうした紛争の背景には、公共性に近くて遠い「擬似公共性」が我々の前に大きく立ちはだかっていたのではないか。

反発が少なからずあったが、このアンケート方法は、ヒルズ町内会が公正さ（正義）を担保するためには、他者への配慮が不可避であったことから選択した方法であり、結果的には地域エゴイズムとしての擬似公共性の罠に嵌ることを自ら阻止することできたのである。

3.3　「半人前のリベラルな主体」

北田に依拠すれば、「リベラルな主体」は、自己と非対称な他者を承認することであるが、この事例から考えると、「非リベラルなエゴイスト」と「リベラルな主体」との間にもうひとり「半人前のリベラルな主体」が存在するように思える。この「半人前のリベラルな主体」は、他者性を尊重する帰責能力のあるリベラルな主体であることを自覚しており、実際、他者との議論においてはそうした態度を取ることができる。しかし、「リベラルな主体」を自ら標榜する「半人前のリベラルな主体」は、自由意志のもと、自律的な意見を申し立てる時においては、その「リベラルな主体」が危うくなる。なぜなら、自己主張する際に、自己の目的を達成することに主眼を置くばかりで、自己の言説に見られる他者の疎外には無頓着であるからだ。

さらに、この公園問題のように、環境問題が論争の火種となった場合、

環境が一種のイデオロギーの装置として働くことで、環境を守るという目的自体が道徳的な規範に与しているような錯覚に陥り、手段を正当化しようとする根拠となることがある。この問題の背景にも、そのような目的と手段の錯誤的な同一化によって、地域のエゴイズムが擬似公共性を形成するのに一役買うのであるが、それは同時に、公共性の担い手として自律的に逞しく登場したつもりの「リベラルな主体」の自説に垣間見る非リベラルな一面を露見させるのではないだろうか。この事例にあるように、環境を破壊するという理由から公園整備に反対する場合、自分たちも森林を切り開いた住宅地に住んでいるという自己論駁性を回避できない。

したがって、「環境を破壊するのが悪い」と言ったところで、環境をイデオロギーの装置として自明の規範性として主張することは諸刃の剣となったり、公正さ（正義）を担保しない擬似公共性に直面することになるだけでなく、「環境を破壊する」という言明の伝達の不確実性に直面する。つまり、環境問題であっても、普遍主義的な正義を要請することは困難である。そうだとすれば、ハーバーマスが主張するように、カントの定言命法のもつ普遍性によって正義（公正さ）を規範化することができない道徳規範の問題は、実践的な討議の場に移される。そして、規範によって規制された行為領域において、コンフリクトをいかに公正に解決するかが求められるのである。その際、討議の参加者はひたすらコミュニケーション的行為を反省しつつ行うことが重要であり、目の前にあるあらゆる生活形態が妥当する範囲から、ひとまず一定の距離をとっていることが要求されるのである[69]。

►69　ハーバーマス，J（2000：110頁）

4 おわりに

この事例は、ある地域社会の公共性に関る問題が実際にどのように変容しながら、了解という形に収斂していったのかを示すものである。本稿では、言説の空間である公共性をコミュニケーション的行為という局面から論考したのだが、もうひとつ伏線となっていたのは、市民参加という制度化された装置である。前述したように、市民参加の形骸化を懸念する研究者もいるが、この事例では、地方自治体にとっても制度としての市民参加をどのように機能させるのか試行錯誤的な進行形の段階であったことが伺える。当初マジック・ミラー方式で町内会長に根回しをしたこと、住民説明会という段階を踏むことで形式的には担保されると考えていたようだ。市民参加を行政主導の下で推進しようとしたのであった。だが、市民参加という制度が、官主導的な地域社会の慣習をあっさりと突き崩したのである。協働という言葉に表象される市民参加によるまちづくりという概念は、1970年代に行政主導で推進しようとしたコミュニティ施策[70]が気泡に帰し

►70　コミュニティ施策とは、1969年9月29日に刊行されたコミュニティ問題小委員会報告、『コミュニティ―生活の場における人間性の回復』国民生活審議会調査部改編を受けて実施された。

たのとは明らかに違う脈絡で市民社会に浸透しつつある。

この事例が示唆するのは、擬似公共性を創出する「半人前のリベラルな主体」であっても、市民が公共空間に言説をもって参加することによって公共性は開かれていくのではないか。そして、ハーバーマスが主張するように、生活世界に根差す間主観的なコミュニケーション的行為からの逸脱である戦略的行為を長期間維持し続けることは困難であるならば、ハーバーマス理論を発展的に拡大解釈することによって、日本社会とより親和性の高い擬似公共性の段階も包摂するコミュニケーション的行為論を展開できる可能性がある。

（2009年9月24日受理、2010年1月6日最終原稿受理）